

公布された規則のあらまし

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第六三号）

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行期日は、平成二十一年一月十八日とすることとした。

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第六四号）

1 船員保険の失業に関する給付制度が雇用保険制度に統合されることに伴い、所要の改正を行うこととした。（第一二三条及び様式第一二二号関係）

2 一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする場合に勘案すべき事情は、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響とすることとした。（第二五条関係）

3 退職手当管理機関が行う意見の聴取の手続については、佐賀県聴聞規則の規定を準用することとした。（第二六条関係）

4 一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分等に係る様式を定めることとした。（様式第二四号、様式第二四号関係）

5 その他所要の改正を行うこととした。

6 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、1は、平成二十一年一月一日から施行することとした。